

令和6年12月25日時点

**「令和6年能登半島地震」で被災された方への
診療等の際は下記の点にご留意ください。
(被災地以外の医療機関・薬局等も同様です)**

1. マイナ保険証等の確認が必要になります

保険診療として取り扱う際には、原則としてマイナ保険証等の確認が必要となります。

ただし、被災により患者さんがマイナ保険証等を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うことができます。

**2. 窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する
際には、原則として保険者が発行する猶予・免除証
明書の確認が必要となります。**

令和6年12月末までは、以下の（1）（2）の両方に該当する患者さん（該当する旨を口頭で申し出た患者さんを含む）からは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、令和7年1月1日からは、原則として保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認した上で、一部負担金等を受け取らないという対応をする必要があります。（被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。）

【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、黒部市、小矢部市、射水市、富山県後期高齢者医療広域連合

【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、石川県後期高齢者医療広域連合

【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、福井県後期高齢者医療広域連合

石川県、福井県については、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き令和7年6月30日まで、使用することができます。

※ 全国健康保険協会（協会けんぽ）でも免除を実施しております。また、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。

【対象期間】 令和7年6月末まで

（1）「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用市町村の一部の市町村の住民の方で、次のいずれか保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保
- ② 災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
- ③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合

（2）次のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ " の行方が不明である旨
- ④ " が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ " が失職し、現在収入がない旨